

日医発第771号（保130）
平成27年11月13日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成27年10月28日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E2 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成27年11月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌1月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平27.10.30 保医発1030第2号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発1030第2号
平成27年10月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成27年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D014自己抗体検査の(19)を次のように改める。

(19) IgG₂

ア IgG₂をネフェロメトリー法により測定した場合は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄、TIA法により算定した場合は、「23」抗カルジオリピン抗体、抗TSHレセプター抗体（TRAb）の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(18) 略 (19) IgG₂ ア <u>IgG₂をネフェロメトリー法により測定した場合は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄、TIA法により測定した場合は、「23」抗カルジオリピン抗体、抗TSHレセプター抗体(TRA b)の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>(20)～(25) 略</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(18) 略 (19) IgG₂ ア <u>IgG₂は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>本検査は、ネフェロメトリー法による。</u> ウ <u>本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>(20)～(25) 略</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 27 年 10 月 30 日 保医発 1030 第 2 号 (平成 27 年 11 月 1 日適用)

測定項目	I g G 2
商品名	I g G サブクラス B S - T I A 2 (株式会社 医学生物学研究所)
区分	E 2 (新方法)
測定方法	免疫比濁法 (T I A 法)
主な測定目的	ヒト血清中の I g G サブクラスの測定
参考点数	D 0 1 4 自己抗体検査 2 3 抗カルジオリピン抗体、抗 T S H レセプター抗体 (T R A b) 2 4 3 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。(変更箇所下線部) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 1 4 自己抗体検査 (1)~(18) 略 (19) I g G 2 ア <u>I g G 2 をネフェロメトリー法により測定した場合は、区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査「29」I g G 4、T I A 法により測定した場合は、「23」抗カルジオリピン抗体、抗 T S H レセプター抗体 (T R A b) の所定点数に準じて算定する。</u> イ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (20)~(25) 略

(日本医師会医療保険課)